

# 消費者トピックス

—消費生活センターだより No.47—

## CASE1: 副業サイト(「転売ビジネス」など)

### お小遣い稼ぎのはずが… 簡単には儲からない!



コロナ禍で将来に不安を感じ、動画配信サイトで副業を探し、転売ビジネスについて情報発信している女性を見つけた。メッセージアプリでの数回のやり取りの後、「学生でも月に40万円稼げる転売ビジネス」「初心者でも簡単にできる」「入会するとビジネスのノウハウの電子データや1年間のサポートがある。40万円と80万円のコースがある」と電話で説明を受け、翌日、40万円のコースに入会すると伝え、送られてきたURLからクレジットカードで決済した。電子データの内容を確認したところ、無在庫転売やサンプル品の転売で、不安になり解約を申し出たが、断られた。

国民生活センター 報道発表資料 引用

## アドバイス

- 新型コロナウイルスに関連して、「将来が不安だ」「アルバイト収入が減った」などの理由で、転売ビジネスを始めてみたがトラブルになったという相談が、若者や子育て世代からも寄せられています。
- 「転売ビジネス」に関する情報は、インターネット上の広告、ブログ、SNS、動画配信サイトなどさまざまな媒体で見られます。
- 簡単に高収入が得られることを強調するネット広告で興味を引き、詳しい話を聞こうとすると高額なサポート料等が必要と言われたり、お金儲けのためのノウハウ等と称して「情報商材」※を、購入させられることもあります。  
※ 副業・投資等で高収入を得るためのインターネット等で販売されている情報  
お金儲けの方法は、転売の他、FX自動売買、アフィリエイト、競馬必勝法など、さまざま
- 契約時の説明と違い、サポートがない、問い合わせでも対応してくれない、返金保証に応じしてくれない、解約を申し出た途端事業者と連絡がとれなくなったケースなどもあります。契約前に内容を確認することができないので、安易に信用して事業者と連絡しないください。

## CASE2: ネット通販トラブル

### 有名企業の公式サイトだと思ったら模倣サイトだった



有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URLが公式サイトと違っており、偽サイトだと気付いた。

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

### アドバイス

- 有名企業の公式サイトによく似た模倣サイトで商品を注文し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。（専門ブランドの鍋、ブランドのバッグ、ダウンコートなども）
- 模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- 模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。

### ワンポイント

- 詐欺サイトを見抜く 4つのチェックポイント
  - ①連絡先が不明、住所・電話・責任者名などが記載されていない、または虚偽
  - ②日本語の表現が不自然
  - ③一般の流通価格より、極端に値引きされている
  - ④支払方法が銀行振込のみで、サイトの名称や運営者氏名と口座名義人が異なる
- その他インターネット通販での注意点
  - ①通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事前に返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しましょう。
  - ②「お試し」のはずが、高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。注文前に定期購入の契約になっていないか、解約条件も確認しましょう。

## CASE3: 迷惑メール

### 宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで！



スマホの通信費が前月より2万円ほど高かったため、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたことが判明した。数カ月前に「荷物を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。そのときに不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。

## アドバイス

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用

- 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。

### 【不審なアプリをインストールしてしまったらどうなる？】

- 宅配便を装ったメールの場合、メール内のURLをクリックしたら、正規のサイトとほとんど区別がつかない「偽のサイト」に繋がります。
- そのサイトでは情報を抜き取るためのアプリをインストールさせ、ウイルスに感染させる仕組みになっています。

### 【なりすましのメールに注意！】

- 有名な企業から送られてきたというだけで、すぐに信用してしまうと危険です。
- 迷惑メールか本物のメールか判断が付かない場合は、まず、その企業の公式サイトで問合せ先を確認し、窓口に直接電話確認するなどの慎重な対応が必要です。届いたメールに記載されているサイトにアクセスして確認することは絶対にやめましょう。
- もし、メールに記載されたURLを開いても、個人情報を入力しないでください。万が一、入力した場合は、すぐに正式なサイトからアクセスし、ID等を変更し、キャリア決済※の限度額の引き下げや、利用を停止してください。

※キャリア決済：商品・サービス代金を携帯電話の通信料金とともにまとめて支払う決済サービス

- 身に覚えのないキャリア決済の料金が発生していた場合は、まず、契約している携帯電話会社、サービスの提供会社に申し出てください。対処方法が分からない場合は、消費生活センターにご相談ください。

## CASE4: 排水管の高圧洗浄

### 契約は慎重に、不要な契約はきっぱり断って！



「排水管の高圧洗浄 3 千円」というチラシを見て、電話で依頼した。来訪した業者から言われた見積書は 2 万円を超えていたが、自分が家に呼んだので断ったら申し訳ないと思い、契約書にサインした。その後、同じ業者の別の人が家に来て、「排水設備が老朽化しているので、全部交換した方がいい。交換しないと家が傷んでしまう」と言われ、20 万円の排水工事の契約を結んでしまった。

### アドバイス

国民生活センター 見守り新鮮情報 引用  
消費者庁 イラスト集より

- 低価格を強調したチラシを見て依頼すると、高額な費用を提示・請求されたり、「無料点検する」等と突然訪問され、点検後に「洗浄が必要」と契約を迫り高額な費用を請求されるケースもあります。
- チラシに「〇〇円」と大きく記載されていても、その料金は1カ所あたりの費用である旨等、料金の条件や、詳細な説明が小さな文字で記載されていたり、目立たない部分に記載されていたりすることがあります。チラシの内容をしっかりと確認し、安さにつられて安易に依頼しないようにしましょう。また、本当に必要な作業なのか冷静に判断するようにしましょう。
- 一つの契約をきっかけに、事業者からさらなる点検や別の作業の契約を勧誘される場合もあります。必要がない契約は、きっぱり断りましょう。

下関市消費生活センターでは、消費者契約に関する様々なご相談について、電話や面談でアドバイスをしています。

「契約トラブルはイヤヤ」「泣き寝入りはイヤヤ」

そんな時には、お気軽にご相談ください。

書面等があればお手元に用意して、まずはお電話を。

消費者ホットライン

☎188(局番なし)

ガイダンスに従ってお住いの地域の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活センターへつながります。

下関市消費生活センター

TEL(083)231-1270

〒750-8521 下関市南部町1-1 市役所本庁舎西棟5F

相談時間 : 月~金(祝日除く) 8時30分~16時30分